居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定について

1 経 緯

(1)現行制度

ア 居宅介護支援とは

介護支援専門員(ケアマネージャー)が利用者のために居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成するほか、他の介護サービス事業者との連絡調整、施設への紹介等を行うことをいう。

イ 居宅介護支援に係る指定制度

居宅介護支援を行う事業者は、介護保険法に基づき、省令で定める人員・運営基準(指定基準)を満たしたうえで、事業所ごとに都道府県、政令市等の指定(許可)を受けなければならない。

(2)地域主権一括法の制定

「義務付け・枠付けの見直し」等により、それまで省令で定めていた介護サービス事業者の指定基準について、指定権者(都道府県、政令市等)が段階的に条例で定めることとなった。

| | (制造所外、政事中等)が技術的に本例で定めることにあった。 |
|------------|---|
| 地域主権一括法 | 対象となる指定基準 |
| 第1次一括法 | 居宅サービス、施設サービス(介護療養施設サービスを含む。)等 |
| (H23.5 制定) | の 人員・設備・運営 に関する基準 |
| 第2次一括法 | 居宅サービス、施設サービス(介護療養施設サービスを含む。)等 |
| (H23.8 制定) | の 申請者の資格・施設の定員 に関する基準 |
| 第3次一括法 | 居宅介護支援の人員・運営 及び 申請者の資格 に関する基準 |
| (H25.6 制定) | 店七川設又抜い人貝・連 呂以い 中請有の貝恰 に関りる埜年 |

条例制定済み (H25. 4. 1 施行)



第3次一括法の制定(H26.4.1施行)により、居宅介護支援等の指定基準に係る条例(以下「基準条例」という。)を制定し、平成27年4月1日までに施行する必要がある。

※基準条例の施行又は H27.3.31 までは、省令が直接適用される。

2 基準条例の制定に係る基本方針

(1) 第3次一括法に基づく制約

基準条例の制定に当たっては、第3次一括法第36条の規定により、次のとおり省令で定める基準に従い定める もの(従うべき基準)及び省令で定める基準を参酌するもの(参酌すべき基準)の2つに類型化された。

| | ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数 |
|----------------|--|
| 従うべき基準 | イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項で、安全の確保、秘密の保持等に関連するもの |
| | ※省令と異なる内容を定めることは許されないが、従うべき基準を上回る内容を定めることは許容される。 |
| 全型すべき甘油 | 上記以外の基準 |
| 参酌すべき基準 | ※「地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、 <u>地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される</u> もの」 |

(2)基本方針

- ◆ 省令の内容を基本とし、既に制定した居宅サービス等に係る条例等の内容と**整合性を図る**。
- ◆ 既に基準条例を制定している他都県市の状況を参考に、①独自基準を定めないと実務に支障が生じる もの、②現状の規制内容や指導内容の明確化を図るものについて、独自基準を定めることを検討する。
- ◆ 独自基準を定めるに当たっては、**関係団体への意見聴取**を行い、事業者に過度な負担をかけるような 基準を定めないなど事業者に配慮する。

3 独自基準の検討

(1) 居宅サービス等に係る条例等との整合性を図るもの

居宅サービス等に係る条例等で盛り込んだ**申請者の資格に係る基準(暴力団員の排除)**について、それらの条例との整合性を図るために基準条例においても盛り込むこととする。

| 独自基準の概要 | 採用自治体 | 独自基準を定める理由 |
|---------------|--------|--|
| 事業者の役員及び事業所の | 政令市11市 | 平成24年10月1日に千葉市暴力団排除条例が施行されたことから、介護保険事業においても、暴力団の活動を助長しないために、 |
| 管理者は、暴力団員であって | 船橋市 | 役員及び管理者が暴力団員である事業者が介護保険事業に参入 |
| はならないこととする。 | 柏市 | するのを防止する必要がある。 |

(2) 他都県市の条例を参考に基準条例に盛り込むもの

| | 1 | の末例で参考に基準末例に <u>置り</u> 近位で | | |
|---|---------------|---|--------------------|--|
| | 項目 | 独自基準の概要 | 採用自治体 | 備考 |
| 1 | 文書による同意 | め、サービス提供時の利用申込者の同意 | | 現行でも文書による同意を得ることとしており、 指導内容の明確化(制度的担保) を図るもの である。 |
| 2 | 事務室・相談室の設置 | 利用者のプライバシー保護のため、事務 所、相談室(相談スペース)について専 用の区画を設けて設置させる。 | 横浜市岡山市 | 現行でも事務所、相談室(相談スペース)を設置させており、 規制内容の明確化を図るもの である。 |
| 3 | 記録の保存 期間 | 居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間について、現行省令では2年となっているが、不適正な介護報酬の返還請求を行う際に 実務上の支障が生じる ため、介護報酬の返還請求権の時効に合わせて5年とする。 | 政令市 15 市船橋市、柏市神奈川県 | 対象を介護報酬の請求に係るものに限定し、それ以外の保存期間は2年とする。 |
| 4 | 虐待防止研 修の実施 | 近年、社会問題になっている介護職員等の利用者への虐待を防止するため、従業員(介護支援専門員)に対して年1回虐待防止研修を実施させる。 | 京都市神戸市 岡山市 広島市 | ・現行でも実地指導で指導しており、 指導 内容の明確化(制度的担保)を図るものである。 ・千葉市高齢者虐待防止マニュアルの活用 |

※基準条例の制定に合わせて居宅サービス等に係る条例等を改正し、上記の独自基準を盛り込むこととする。

4 今後のスケジュール

| 時期 | 内 容 |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成26年 7月17日 | 千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会に意見聴取 |
| 8月~9月 | 千葉県介護支援専門員協議会、千葉市介護支援専門員協議会等に意見聴取 |
| 12月中旬~ | パブリックコメントの実施 |
| 平成27年 3月下旬 | 集団指導及び指定居宅サービス事業者等連絡会議で事業者に周知 |
| 平成27年 4月 1日 | 基準条例施行 |